

訓練に係る経費として認められるもの（参考例）

施設における訓練のための経費	【施設内で行われる訓練に必要となる消耗品等】 <ul style="list-style-type: none">・ノート、筆記用具等の文房具・技術取得に必要な参考書等の書籍・就労移行支援（養成型）に係るはり、もぐさ、手拭い、パウダー等・自立訓練（生活訓練）に係る入浴、洗面等の訓練に必要な石鹸、シャンプー等・自立訓練（生活訓練）に係る調理訓練に必要な食材料・自立訓練（生活訓練）に係る家事訓練に必要な消耗品
施設外における訓練のための経費	【施設外訓練に必要となる消耗品・交通費等】 <ul style="list-style-type: none">・就職活動のための履歴書、交通費等・施設外訓練に係る交通費、店舗利用料等

上記記載のものであっても、訓練とは関係のないものは対象外となります。

各施設等によって訓練内容が異なるため、各施設等における訓練内容からどのようなものが対象経費として認められるか不明な場合は、担当者までご連絡ください。